

協議第 2 1 号

環境保全関係事業について（その 1）

環境保全関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 1 月 3 0 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

環境保全関係事業について

- 1 環境保全関係事業のうち合併処理浄化槽整備事業及び人工かん養促進事業については、熊本市の例に統一する。
- 2 環境保全関係事業のうちごみ減量化及び再生利用の普及・啓発については、一部事務組合に加入している間は、資源ごみ分別収集運営費助成金については継続し、その他については、熊本市の例に統一する。
- 3 環境保全関係事業のうち環境美化活動推進事業については、一部事務組合に加入している間は、ごみ収集所施設整備補助金については継続し、他の事業については新市の事業として継続する。
- 4 環境保全関係事業のうち新世紀漱石の森づくり事業については、新市の事業として継続する。

平成 2 1 年 2 月 1 6 日

原案承認

・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(21 環境保全関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
清掃事業の取扱い					
1	合併処理浄化槽整備事業	環境保全部会	第2回		
2	ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発	環境保全部会	第2回		
3	環境美化活動推進事業	環境保全部会	第2回		
環境対策事業の取扱い					
1	人工かん養促進事業	環境保全部会	第2回		
2	新世紀漱石の森づくり事業	環境保全部会	第2回		
清掃事業の取扱い					
1	浄化槽保守点検業者の登録等手数料	環境保全部会	事務局		
2	し尿収集適正化事業	環境保全部会	次回以降		
3	浄化槽清掃業の許可等手数料	環境保全部会	次回以降		
4	廃棄物の処理及び清掃	環境保全部会	事務局		
5	ごみ収集事業	環境保全部会	次回以降		
6	清掃車の運行・管理	環境保全部会	事務局		
7	家電リサイクル法関係	環境保全部会	事務局		
8	資源リサイクル事業	環境保全部会	事務局		
9	その他のごみ対策	環境保全部会	事務局		
10	一般廃棄物処理業の許可等手数料	環境保全部会	事務局		
11	産業廃棄物適正処理事業	環境保全部会	事務局		
12	ごみ減量・リサイクル活動推進事業	環境保全部会	事務局		
環境対策事業の取扱い					
1	環境保全(エコライフ)に関すること	環境保全部会	事務局		
2	環境パートナーシップ形成事業	環境保全部会	事務局		
3	環境教育・学習事業	環境保全部会	事務局		
4	行政率先活動推進事業	環境保全部会	事務局		
5	自動車交通クリーン推進事業	環境保全部会	事務局		
6	大気汚染等監視啓発事業	環境保全部会	事務局		
7	地球温暖化対策事業	環境保全部会	事務局		
8	有害化学物質対策事業	環境保全部会	事務局		
9	環境総合研究所管理運営事業	環境保全部会	事務局		
10	水資源有効活用促進事業	環境保全部会	事務局		
11	かん養域保全事業	環境保全部会	事務局		
12	広域水保全対策事業	環境保全部会	事務局		
13	水質監視事業	環境保全部会	事務局		
14	水質浄化対策事業	環境保全部会	事務局		
15	水量監視事業	環境保全部会	事務局		
16	緑地樹木保全事業	環境保全部会	事務局		
17	環境保護地区保全事業	環境保全部会	事務局		
18	公共地・民有地緑化事業	環境保全部会	事務局		
19	地域緑化活動促進事業	環境保全部会	事務局		
20	緑化啓発教育事業	環境保全部会	事務局		
21	みどり推進協議会	環境保全部会	事務局		
22	緑の少年団育成事業	環境保全部会	事務局		
23	緑化関係の負担金及び会費	環境保全部会	事務局		
24	熊本市公害防止条例に関すること	環境保全部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	清掃事業	小項目名	1 合併処理浄化槽整備事業
協議内容	・補助対象入槽の取扱い ・高度処理型合併処理浄化槽への補助 ・単独処理浄化槽撤去費補助		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	1. 小型合併処理浄化槽設置費助成 小型合併処理浄化槽の普及を促進し、公共用水域の水質保全を図るため、下水道認可区域外において、小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、設置費の一部を補助している。 ・ 5人槽 332,000円 ・ 6～7人槽 414,000円 ・ 8～10人槽 548,000円 ・ 11～20人槽 939,000円 ・ 21～30人槽 1,472,000円 ・ 31～50人槽 2,037,000円 (平成20年4月1日現在) 高度処理型浄化槽設置した場合上乗せあり ・ 5人槽 112,000円 ・ 6～7人槽 72,000円 など ※雨水貯留施設補助金 雨水を利用して既存の浄化槽を雨水貯留槽に転用する者など 転用工事費の2/3(限度額 70,000円) ※根拠 浄化槽法 第51条 熊本市小型合併処理浄化槽設置補助金交付要綱 平成17年度決算 89,946千円(229基) 平成18年度決算 62,394千円(158基) 平成19年度決算 73,617千円(172基)	1. 小型合併処理浄化槽設置整備補助事業 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、小型合併処理浄化槽を設置する家庭に設置費の一部を、単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽に転換する家庭に設置費及び撤去費の一部を補助。 5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円 単独処理浄化槽撤去 90,000円 (平成20年4月1日現在) ※単独処理浄化槽撤去費補助は平成20年度より追加。 根拠 浄化槽法 第51条 植木町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 平成17年度決算 67,575千円(174基) 平成18年度決算 61,875千円(157基) 平成19年度決算 50,346千円(132基)	
	相違点と課題	小型合併処理浄化槽設置補助対象が異なる。また、熊本市では、高度処理型合併処理浄化槽設置への補助、植木町では単独処理浄化槽撤去費補助を行っている。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	清掃事業	小項目名	2 ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発
協議内容	再生資源の集団回収助成事業については、熊本市と植木町では助成品目、単価が異なることから、合併後に熊本市の制度を植木町でも適用するか協議。 生ごみ堆肥化容器及び家庭用生ごみ処理機購入助成については、両市町同一の制度であるか確認。 資源ごみ分別収集運営費助成金については、熊本市では実施していない事業であることから事業内容を確認し、合併後も継続するかどうか協議。		
合併協議会協議結果(調整方針)	一部事務組合に加入している間は、資源ごみ分別収集運営費助成金については継続し、その他については、熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1. 再生資源集団回収助成事業 ・古紙(新聞、段ボール、雑紙、牛乳パック) 1kgあたり 6円 ・古着 1kgあたり 4円 ・アルミ缶、スチール缶 1kgあたり 4円 ・びん類 1kgあたり 4円 ※回収品目の拡大予定 平成 17 年度決算 38,610 千円(延べ 1,031 団体) 平成 18 年度決算 40,481 千円(延べ 1,058 団体) 平成 19 年度決算 41,200 千円(延べ 1,070 団体)	1 資源回収団体奨励金 (1) ごみのリサイクル意識の向上啓発及びごみの減量化対策として大きな効果が期待できる。 奨励金 紙 3円/kg その他(鉄・生き瓶・古布) 2円/kg 平成 17 年度決算 1,142 千円 平成 18 年度決算 1,197 千円 平成 19 年度決算 1,183 千円 (2) 資源ごみ分別収集運営費助成金 平成15年4月から鹿本郡市で一斉にスタートした分別収集業務を円滑かつ継続的に推進することを目的として平成16年度から運営費助成金を交付。 平成 17 年度決算 4,000 千円 平成 18 年度決算 4,000 千円 平成 19 年度決算 4,000 千円
	2. 生ごみ堆肥化容器助成 購入費の 1/2 助成(上限 3,000 円) 平成 17 年度決算 533 千円(364 基) 平成 18 年度決算 496 千円(189 基) 平成 19 年度決算 611 千円(417 基)	2 生ごみ処理容器等設置事業補助金 生ごみの発生抑制はごみ減量化と肥料化リサイクルにつながり、また、生ごみの焼却や不法投棄防止の効果もあり、さらには生活雑排水による河川及び地下水汚濁の軽減にも大きな効果が期待できる。 補助額 コンポスト 領収書の5割 上限 3千円 電気式 領収書の5割 上限20千円 平成 17 年度決算 323 千円 平成 18 年度決算 210 千円 平成 19 年度決算 418 千円
	3. 家庭用生ごみ処理機助成 購入費の 1/2 助成(上限 20,000 円) 平成 17 年度決算 10,483 千円(525 基) 平成 18 年度決算 10,146 千円(508 基) 平成 19 年度決算 6,875 千円(344 基)	

	4. 減量美化推進員制度 「熊本市減量美化推進員設置要綱」に基づく、市と市民が一体となった地域活動を展開することにより、ごみ減量化及び環境美化の推進を図るため、町内自治会が減量美化推進員を選任し、市に登録する。市は清掃用具の貸与や研修等によりその活動を支援する。 ・726 町内のうち 652 町内が登録 (H20 年 10 月末現在) ・H19 減量美化推進員数:635 人 <table><tr><td>平成 17 年度決算</td><td>1,914 千円</td></tr><tr><td>平成 18 年度決算</td><td>1,598 千円</td></tr><tr><td>平成 19 年度決算</td><td>1,835 千円</td></tr></table> 5. リサイクル情報プラザ 市民にリサイクルに関する情報提供等の意識啓発を行うことにより、リサイクルとごみ減量を推進し、環境の保全を図る。 ・リサイクルの体験学習、講座、研修会の開催、不用品の展示及び斡旋(公開抽選) ・年間約3万人来館 <table><tr><td>平成 17 年度決算</td><td>23,159 千円</td></tr><tr><td>平成 18 年度決算</td><td>23,916 千円</td></tr><tr><td>平成 19 年度決算</td><td>23,654 千円</td></tr></table>	平成 17 年度決算	1,914 千円	平成 18 年度決算	1,598 千円	平成 19 年度決算	1,835 千円	平成 17 年度決算	23,159 千円	平成 18 年度決算	23,916 千円	平成 19 年度決算	23,654 千円	4. 該当なし 5. 該当なし
平成 17 年度決算	1,914 千円													
平成 18 年度決算	1,598 千円													
平成 19 年度決算	1,835 千円													
平成 17 年度決算	23,159 千円													
平成 18 年度決算	23,916 千円													
平成 19 年度決算	23,654 千円													
相違点と課題														

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	清掃事業	小項目名	3 環境美化活動推進事業
協議内容	熊本市は、ごみステーションにボックス等は設置しないが、植木町では金網式ステーション(ごみボックス)等の設置を助成しており、協議が必要。		
合併協議会協議結果(調整方針)	一部事務組合に加入している間は、ごみ収集所施設整備補助金については継続し、他の事業については新市の事業として継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1. きれいな街づくり推進 ① ごみ箱の巡回清掃 ② まち美化車の活用 ③ 市内中心部の散乱ごみの清掃 ④ ごみステーションの清潔保持を推進するための看板設置、清掃用具等の支給 ⑤ 市内の落書き消去の落書き消去用具の貸出 ⑥ 不法投棄防止ステッカー作成、不法投棄撤去 ⑦ 減量美化功労者表彰 平成 17 年度決算 44,619 千円 平成 18 年度決算 43,936 千円 平成 19 年度決算 42,655 千円	1. ゴミ収集施設整備に関する補助金 地域の美化及び清掃思想の普及を図り、収集施設におけるカラス等のゴミ散乱対策として金網式ステーション等の設置に対して補助を行う。 補助率 50%(上限 50,000 円) 平成 17 年度決算 490 千円 平成 18 年度決算 459 千円 平成 19 年度決算 484 千円
	2. 美化条例推進 ・市民の環境への意識を高めるとともに、市民・事業者・行政の三者が協力し、地域の環境美化の向上、推進を図る目的で美化協定を締結するもの。 ・H20 年 10 月現在 美化協定締結団体数: 38 団体 ・根拠条例: 熊本市ごみのない街を創る条例 平成 17 年度決算 513 千円 平成 18 年度決算 797 千円 平成 19 年度決算 376 千円	
	3. 放置自動車対策経費 ・「熊本市放置自動車防止条例」の適正な運用を図ることにより、公園や市営住宅等の市が管理する公共用地に放置されている「放置自動車」の発生を防止するとともに、適切な処理を行う。 ① 放置自動車対策協議会の開催 ② 撤去シール等の作成 ・平成 20 年 10 月末放置自動車台数: 18 台 平成 17 年度決算 74 千円 平成 18 年度決算 120 千円 平成 19 年度決算 96 千円	

相違点と課題	
--------	--

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	環境対策事業	小項目名	1 人工かん養促進事業
------	--------	------	-------------

協議内容	ビニールハウスかん養対策については、熊本市の制度が充実している。熊本市の制度に統合する。
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較						
	熊 本 市			植 木 町		
市 町 別 内 容	1. ビニールハウスかん養対策 雨水浸透による地下水かん養を図るため、連棟式のビニールハウスに降った雨水を浸透させる施設を設置する者に助成を行う。 助成額 工事基準額の10分の9(工事基準額以内については工事見積額の10分の9) 上限額 1基につき 111,510 円 ※熊本市ビニールハウス雨水浸透施設設置補助金交付要綱に基づく			1. 人工雨水浸透及び廃水処理モデル事業補助金 ビニールハウスの圃場からからの降水が、直接道路・排水への流出を防ぐため、人工涵養工法によって地下水不足と下流域の災害等の減少を図ることを目的とする。 助成額 1基につき 73,000 円 植木町農業振興補助金交付規則に基づく		
	平成 17 年度決算	5,464 千円	49基	平成 17 年度決算	584 千円	8基
	平成 18 年度決算	5,576 千円	50基	平成 18 年度決算	146 千円	2基
	平成 19 年度決算	5,575 千円	50基	平成 19 年度決算	365 千円	5基
	2. 白川中流域水田かん養推進経費 熊本地域で最も地下水かん養の寄与度が高い白川中流域水田を活用し、地下水かん養を図る。(水田湛水)			2. なし		
相 違 点 と 課 題	平成 17 年度決算	29,265 千円				
	平成 18 年度決算	34,581 千円				
	平成 19 年度決算	41,878 千円				

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	環境対策事業	小項目名	2 新世紀漱石の森づくり事業
協議内容	緑化助成事業		
合併協議会協議結果(調整方針)	新市の事業として継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	新世紀漱石の森づくり事業 1 事業内容 「緑豊かな森の都」を再生するため、市民、事業者、行政が一体となり民有地の緑化を推進するもの。 ①家庭の森づくり 3m以上の樹木を植栽する者に50%補助(限度額2万円) ②事業所の森づくり 事業所のオープンスペース等に樹木や生垣を植栽する者に50%補助 (1) 生垣の設置 限度額7万円 (2) 構造物などの取り壊し 限度額5万円 (3) 樹木の植栽 助成額は(1)～(3)の合計で限度額30万円 ③緑の街並みづくり 道路沿いに生垣を植栽する者に50%補助 (1) 生垣の設置 限度額7万円 (2) 構造物などの取り壊し 限度額5万円 助成額は(1)(2)の合計 ④記念樹配布 誕生・結婚・新築・銀婚式の記念として苗木を配布 2 事業実績 平成 17 年度 ①②③補助決算 10,877 千円 ④記念樹配決算 851 本 850 千円 平成 18 年度 ①②③補助決算 8,004 千円 ④記念樹配付決算 1,075 本 1,066 千円 平成 19 年度 ①②③補助決算 5,132 千円 ④記念樹配付決算 1,000 本 1,075 千円	該当なし
相 違 点 と 課 題		